

女性の活躍に関する情報の公表について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）第 20 条の規定に基づき、独立行政法人統計センターの女性の職業生活における活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

項目		状況	
1	全職員に占める女性職員の割合（％）	70.4	
2	採用した職員に占める女性職員の割合（％）	68.2	
3	役員に占める女性の割合（％）	33.3	
4	管理職に占める女性職員の割合（％）	42.9	
5	課長代理級に占める女性職員の割合（％）	75.9	
6	係長級に占める女性職員の割合（％）	75.5	
7	職員の 1 か月当たりの平均残業時間数（時間）	6.6	
8	男女の平均継続勤務年数の差異（年）	女性：21.7	男性：15.4
9	男女別の育児休業取得率（％）	女性：100.0	男性：140.0
10	全職員の男女の賃金の差異（％）	93.5	
	【内訳】		
	常勤職員 ^{注1}	99.5	
	再任用職員、任期付職員、非常勤職員 ^{注2}	88.5	
	再任用職員、任期付職員 ^{注2}	93.5	
	非常勤職員	96.4	

【対象職員】

項目 1、3、10：非常勤職員を含む（項目 3 は非常勤の理事を含む。）。

項目 2、3、4、5、6、9：再任用職員及び任期付職員を除く。

項目 7：再任用職員（短時間勤務）を除く。

項目 8：非常勤職員及び再任用職員を除く。

【各項目の基準日等】

項目 1、3、4、5、6、8：令和 6 年 4 月 1 日

項目 2：令和 6 年 4 月 1 日付新規採用職員

項目 7、9、10：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

【算出方法】

項目 7：1 か月平均超過勤務時間÷職員数

項目 8：勤続年数合計÷職員数

項目 9 : 令和 5 年度中に新たに育児休業を取得した職員数[※]÷令和 5 年度中に子が生まれた職員数
※令和 4 年度中に生まれた子に係る育児休業を令和 5 年度中に開始した職員を含む。

項目 10 : 女性の平均年間賃金÷男性の平均年間賃金

平均年間賃金＝総賃金÷人員数（12 か月平均）

計算に使用した人員数【女性】常勤：469.3 人／再任用・任期付・非常勤：150.9 人

【男性】常勤：216.3 人／再任用・任期付・非常勤：35.0 人

【項目 10 男女の賃金の差異の補足説明】

・賃金には俸給、超過勤務手当、期末手当・勤勉手当（※）を含み、退職手当、通勤手当を除く。

※期末手当・勤勉手当は、在籍期間に応じた支給割合。

・休職等の理由で、日割りの給与となった職員については、集計対象から除く。

・所定の勤務時間（週 5 日、1 日 7 時間 45 分）に満たない職員については、フルタイム換算を行っている。

（注 1）近年、男性職員の育児休業取得率は伸びてきているが、育児時間の取得は女性職員の方が多く、男女の賃金差異に影響したものと思われる。

（注 2）令和 5 年度は、相対的に賃金水準の高い男性職員が多く、男女の賃金の差異に影響したものと思われる。